

いじめ防止のための学校基本方針

しづたに学園池田市立緑丘小学校

令和8(2026)年4月1日

第1章 いじめ防止に対する基本的な考え方

1. 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことがいじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性をもつかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「自ら学び、心豊かで、たくましく生きる子どもの育成」を教育目標としており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここにいじめ防止のための基本方針を定める。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等、当該児童がかかわっている仲間や集団（グループ）など、当該児童との何らかの人的関係をさす。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

3. いじめに関する基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

① いじめは、絶対に許されない人権侵害である。

どのような社会にあっても、「いじめは許されない」「いじめる側が悪い」という姿勢を、毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合があるという考えは認められない。

② いじめは、すべての児童・学級・学校に起こりうる問題である。

どの学校、どの学級の児童においても、いじめはおこり得る。また、子どもたちの誰もがいじめを行う者にもいじめを受ける者にも成り得ること、さらに、いじめを受けた者がいじめを行う者に、またはその逆になることもある。

③ いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されない。

実際に手出しはしないが、見て見ぬ態度はいじめの助長につながり、いじめを行う児童に加担することにもなる。児童の態度いかんで、いじめの抑止力にも成り得るため、児童がいじめについて正しく認識することが大切である。

④ いじめの態様は様々である。

いじめの行為が発見されやすいものと、表出しにくいものなど、その様態は様々である。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる 等

⑤ いじめは、児童からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が難しい問題である。

いじめを受けている事実を知らせることにより自尊心が傷つく、親に心配をかけたくない、さらなるいじめを受けることへの不安等により、事実を口にしないことや、アンケート調査の回答に事実を反映させないことも少なくない。また、事実を隠し平静を装ったり、明るく振舞ったりすることもある。さらに、自分自身に原因があると自責の念に駆られ、自分の存在を否定する気持ちに陥ったり、具体的な行動(自傷行為や命にかかわる重大事故)につながったりすることもある。いじめを受けているストレスや欲求不満の解消を他の児童に向けることもある。

⑥ いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもある。

本人にはいじめとしての自覚は無く、冷やかしかからかい、いたずら等の遊び感覚で行為に及んでいることもあり、いじめを受けている児童との意識に大きな差が見られることもある。また、いじめを受けている児童にも問題があると考え、いじめ行為を正当化する間違った認識も一部には存在する。さらに、周囲との差異や個性を柔軟に受け入れることができないことにより、いじめが発生したり、自分がターゲットにならないために、いじめ行為に加わったりすることがある。

⑦ いじめは、解消後も注視が必要である。

アンケート調査等により認知したいじめについて、関係児童を指導し問題が収束、解消したととらえた事案についても、時間を置いて再発する可能性を含んでいる。

また、以前に把握した際の内容とは異なるいじめの様相、サインを発することもある。

⑧ いじめは、家庭・学校・関係機関・地域社会が連携して取り組むべき問題である。

第2章 いじめの未然防止に向けて

1. いじめを許さない学校・学級づくり

「発生してから対応する(事後処理)」という考え方から、「問題が発生しにくい学校風土を作る(未然防止)」という考え方が必要である。

「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人ひとりの児童に徹底させること、また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめ行為と同様に許されないということ、さらに、いじめを受けていることを大人に伝えることは正しい行為であるということ、児童にしっかり定着させる。

学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼関係の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について、児童が心から価値意識を感じられるようにする。特に、学級経営、人権教育、道徳教育を通して、このような指導の充実を図る。

また、奉仕活動、自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活体験を豊かなものとする。

学級活動や児童会活動などの場を活用して、子ども自身がいじめの問題解決に向けてどう関わったらよいかを考え、行動できるようになるよう、主体的に取り組む教育活動を行う。

2. いじめの未然防止に向けた手立て

①学級経営の充実

ア. 児童に対する教師の受容的、共感的な態度により、児童一人ひとりのよさが発揮され、障がい・国籍・疾患等による差別心をもたず、互いを認め合う学級を作る。

イ. 児童の自発的な活動を保証し、規律と活気のある学級集団づくりをすすめる。

ウ. 正しい言葉遣いができる集団を育てる。

エ. 年度初めに学級のルールや規範を定め、児童が守れるようにする。

オ. 定期的に行う生活アンケート(元気調査)や各種学力調査における生活実態調査の結果、児童の欠席・遅刻・早退の回数、普段と異なる表情や体調不良等などから実態を把握し、変化の兆候を素早くつかむとともに早期対応につなげる。

②授業中における指導の充実

ア. わかる授業づくりを進め、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。

イ. 発言や集団への関わりに消極的な児童もいるため、教師が適切に支援を行い、満足感や達成感、連帯感をもてるように配慮する。

③道徳の授業の充実

自他を尊重する態度、人権を守る態度の育成など、いじめ防止に深く関わりのある題材を取り上げ、指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫する。

④学級活動の充実

ア. 話し合い活動を通して、いじめにつながるような問題の解決を図る。

イ. 児童自らが主体的に取り組む活動の中で、互いを認め合い、心のつながりがもてるような場を意識的に設定する。

⑤学校行事の工夫

自己有用感や自己肯定感を育むために、様々な学校行事の取り組みを工夫し、児童の活躍の場を設定する。各特別活動や行事の実施後は、振り返りを実施し、児童一人ひとりが達成感を実感し、今後の展望がもてるようにする。

⑥児童会活動の工夫

児童が主体となって、自らいじめ問題の予防と解決に取り組めるよう児童会活動を活用する。

⑦生命尊重やいじめ防止を目的とした取り組みの充実

学校全体や学年・学級単位で、生命や人権を尊重する取り組み、いじめ防止に向けた取り組みを行う。

⑧情報モラル教育の充実

パソコン、携帯電話、スマートフォン等を使って、意図的または無自覚にいじめを行う者や、いじめを受ける者になるケースがある。情報モラルの授業のほか、道徳、学級活動などの中で関連性をもたせながら情報モラル教育に取り組む。その際、外部講師などを有効に利用する。

⑨発達障がいのある子ども等へのいじめを防ぐ

発達障がいのある子どもに対するからかい等からいじめへの発展を防止するため、専門職を交えて、教職員間で障がい特性の理解や具体的かかわりの共通認識をもとに、周りの児童への指導や本人への配慮等の対応方法を工夫する。

第3章 いじめの早期発見に向けて

1. いじめを発見する手立て

①教職員と児童との日常の交流を通しての発見

休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会に、気になる様子に目を配る。また、言動や服装等に普段と異なる様子が見られる場合には、教職員から声をかけ、様子をうかがう。

②複数の教職員の目による発見

- ア. 多くの教職員が様々な教育活動を通して子どもたちに関わることにより、発見の機会を多くする。
- イ. 教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり、トイレや特別教室付近などを確認したりすることも気になる場面の発見につながる。

③アンケートの実施と分析

- ア. いじめも含めた「生活アンケート(元気調査)」等の調査を学校全体で計画的に取り組む。
- イ. アンケートの集計や分析には、担任を中心に複数の教職員であたり、記述内容の分析などにはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の助言を得ることも有効である。
- ウ. 児童の人間関係に変化が表れる時期(新年度や長季休業明け等)や、学年末でクラス替えに伴う人間関係上の不安を感じる時期に実施する。

④教育相談を通じた実態把握

- ア. 児童が希望する時には相談ができる体制を整えておく。
- イ. 相談の結果について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的な立場から助言を得る。

2. いじめを訴えることの意義と手段の周知

①「いじめを訴えることは、人権と生命を守ることにつながる」ことであると日頃から指導し、浸透させる。

②学校における「いじめ相談」への対応について家庭や地域に周知する。

- ・担任はもとより、養護教諭等、誰でも話しやすい教職員に伝えてよい。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーへの相談の申し込み方法を周知する。

③関係機関(いじめ相談室、電話相談)へのいじめの訴えや相談方法を児童、家庭、地域に周知する。

④匿名による訴えへの対応

匿名で訴えたい気持ちに理解を示しながらも、早期に確実にいじめを解決するためには氏名等の情報を得る必要があることを伝え、相談機関は秘密を厳守して意向に添った対応を行うことを周知する。

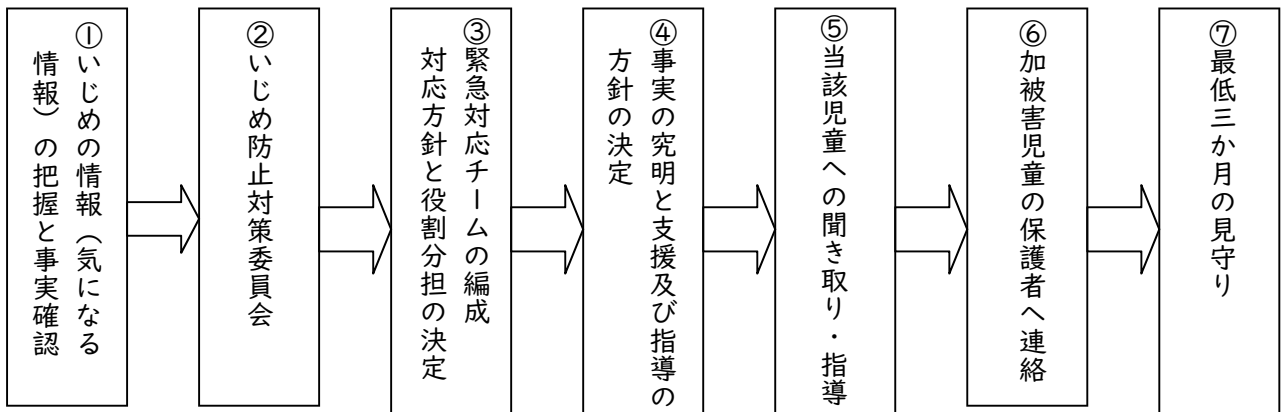
3. 保護者や地域からの情報提供

日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取り組みを保護者、地域に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見及び情報提供に協力を求める。

- ・保護者への協力依頼
- ・PTA との相互連携
- ・地域(民生児童委員・地区福祉委員・生活指導協力委員・学校協議会等)への協力依頼

第4章 いじめの発見から解決まで

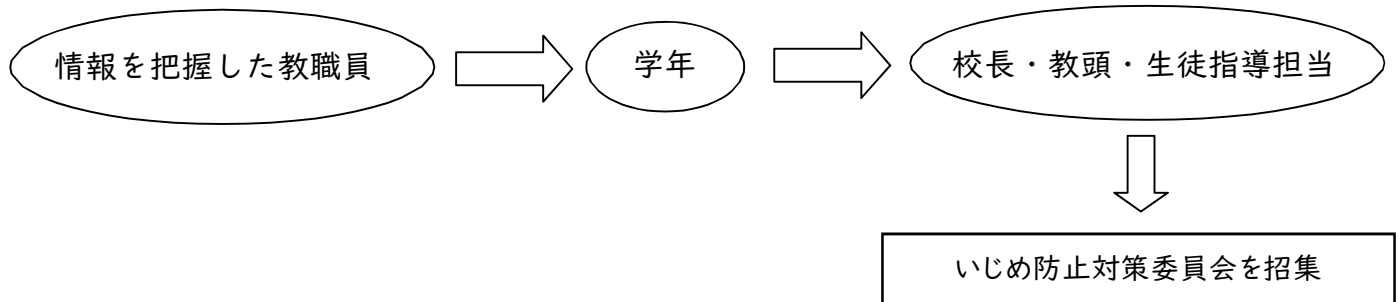
1. 発見から指導、組織対応の展開



①いじめ情報(気になる情報)の把握と事実確認

情報の把握

- ・ いじめが疑われる言動を目撃
- ・ アンケート調査への回答
- ・ 日記やノート、授業プリント等から気になる言葉を発見
- ・ 児童や保護者からの訴え
- ・ 他の教職員からの情報提供



<留意点>

- ・ 校長、教頭、生徒指導担当への報告を速やかに行う。
- ・ 把握した教職員一人で解決しようとするしない。
- ・ 関係児童の担当教職員の指導力が否定されるととらえ、報告がされない、または遅れることがないようにする。

②いじめ防止対策委員会

事案について共通理解し、必要に応じて緊急対応チームを編成する。

③緊急対応チームの編成

事案に応じて柔軟にチームを編成する。

校長、教頭、首席、特別支援コーディネーター、学級担任、当該学年担任、支援学級担任、生徒指導担当、専科、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

④⑤対応方針と対応

ア. 情報の整理

- ・ いじめの態様、関係者、被害者、加害者等、周囲の児童の様子

<留意点>

- ・ 緊急度の確認「自殺」、「不登校」、「脅迫」、「暴行」等の危険度を確認
- ・ 事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認（聴取は複数体制が望しい。）

イ. 対応

- ・被害者からの事情聴取
- ・加害者からの事情聴取
- ・周囲の児童と全体への指導
- ・保護者への対応担当・関係機関への対応

2. 保護者との連携

- ①いじめを受けた児童の保護者との連携を図り、対応の方針を伝える。
- ②いじめを行った児童の保護者との連携を図り、対応について共有する。
- ③保護者との日常的な連携を図る。

3. 教育委員会への報告及び関係機関との連携

深刻ないじめの解決にあたっては、速やかに教育委員会へ報告(相談)する。また、警察、子ども家庭センター等、関係機関との連携を図っていく。そのために、定期的にまたは必要に応じて、相互協力する体制を整えておくことが大切である。

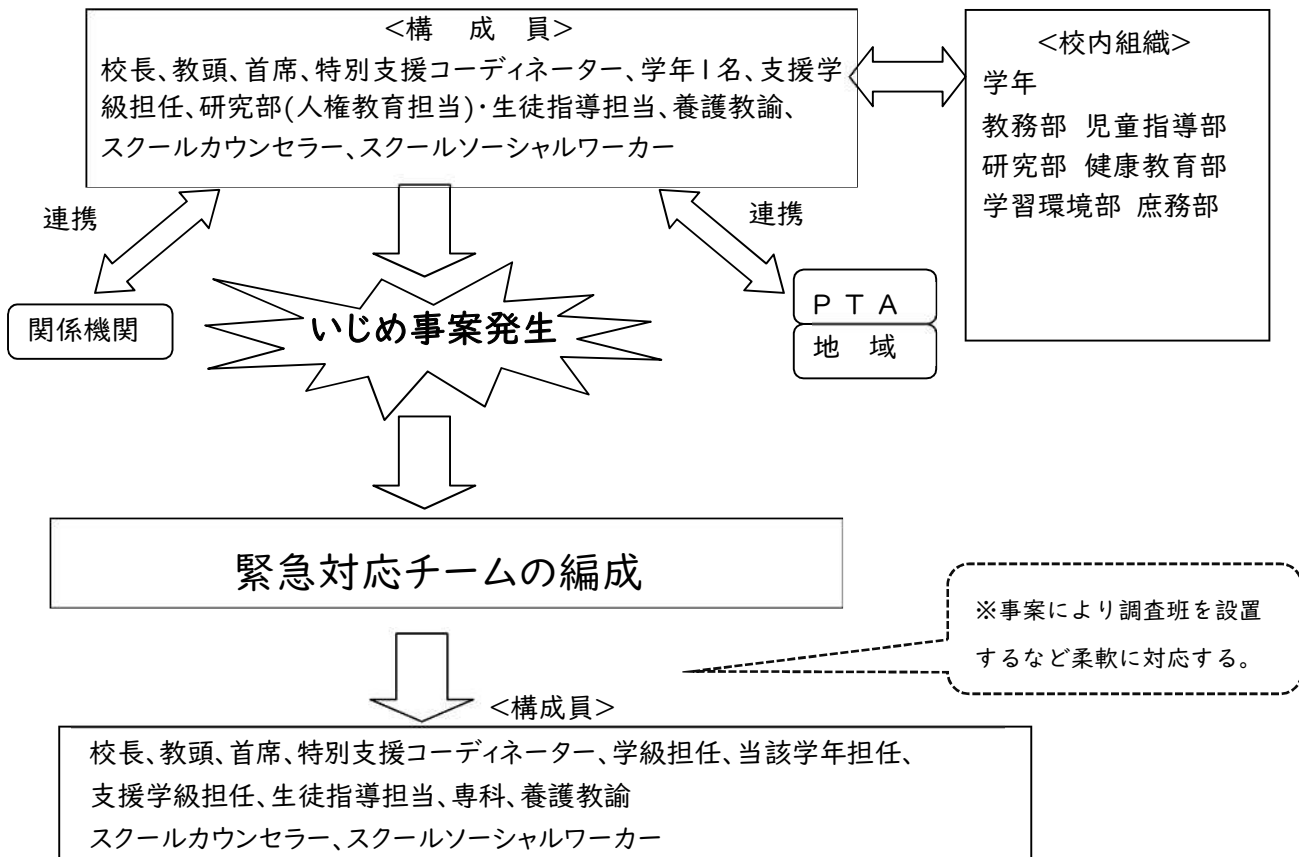
学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署やサポートセンター等に相談し、連携して対応することが必要である。また、児童の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する必要がある。

第5章 いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題への取組みにあたっては、校長のリーダーシップのもとに全教職員が「いじめを根絶する」という強い意志をもち、学校全体で組織的な取組みを行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応を基本として、あらゆる教育活動を進める。

本校においては、いじめ問題への組織的な取組みを推進するため、校長を委員長とする「いじめ防止対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ防止対策を実施する。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、児童の状況や地域の実態に応じた取組みを展開することが大切である。

1. いじめ防止対策委員会の設置について



- ◇いじめ防止対策委員会は、いじめ対策に特化した役割を担う。
- ◇いじめ防止対策委員会は、学期に1回程度開催する。
- ◇いじめ事案の発生時は、緊急対応チームを編成し、事案に応じて調査班や対応班を編成し、対応する。
- ◇いじめ防止対策委員会での内容や事案に応じた対応については、職員会議において報告し、周知徹底させる。

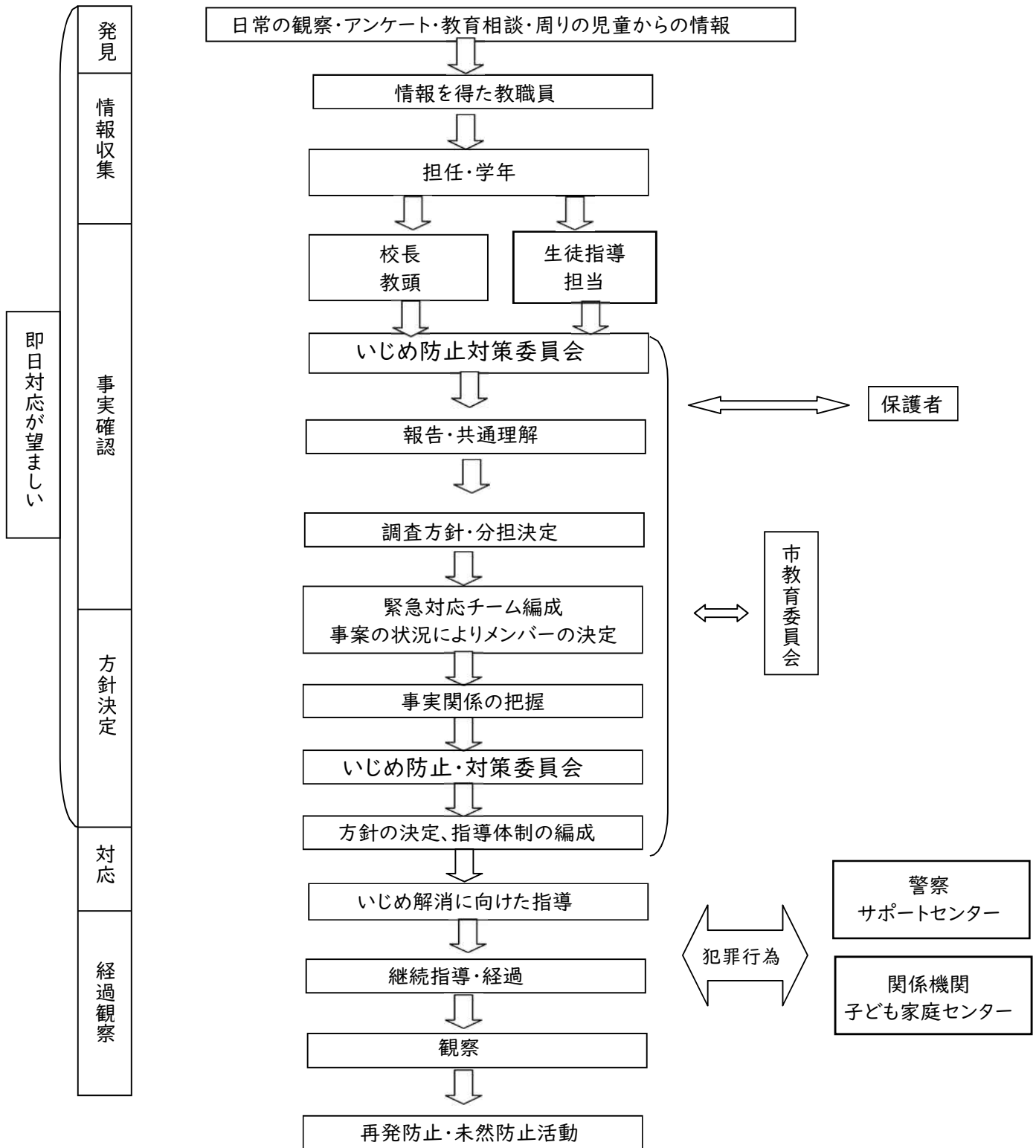
2. 年間を見通したいじめ防止・指導計画の整備について

- いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組むことが大切である。
- 計画を作成するにあたっては、教職員の研修、児童への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進することが重要である。
- いじめ防止対策委員会を開催し、取組みが計画どおり進んでいるか、いじめの対応の検証、必要に応じた基本方針や計画の見直しなどを行う。

<いじめ問題への対策に関する年間計画>

内容 月	職員会議、委員会等	学校が実施する取り組み		
		①いじめ防止の取り組み	②早期発見の取り組み	③いじめへの対処
4月	○職員会議 ・「いじめ防止のための学校基本方針」「いじめ問題への対策に関する年間計画」の確認 ○コア会議 ○学級経営研修	○学級開き・学級づくり ○「いじめ防止のための学校基本方針」HP更新 ○児童・保護者への相談窓口周知 ○生徒指導研修(いじめ不登校等)	<年間を通して> ○子どもを語る会 (週一)	○対応手順の共通理解(対策委員会) <年間を通して随時> ○発生事案への対処
5月	○コア会議	○学級懇談会		
6月	○コア会議	○集団づくり交流会	○生活アンケートの実施	○アンケート結果の検討と対処
7月	○コア会議		○個人懇談	○アンケート分析結果の共有
8月	○コア会議	○生徒指導研修(いじめ・不登校等)		
9月	○コア会議	○集団づくり交流会		
10月	○コア会議	○人権作文・標語の作成		
11月	○コア会議		○生活アンケートの実施 ○個人懇談	○アンケート結果の検討と対処
12月	○コア会議			○アンケート分析結果の共有
1月	○コア会議	○集団づくり交流会 ○非行防止教室(5年)		
2月	○コア会議	○学級懇談会	○生活アンケートの実施	○アンケート結果の検討と対処
3月	○コア会議			○アンケート分析結果の共有
	<随時>○スクールサポーターとの話し合い ○校内支援委員会 ○ケース会議	○年に1回、全学年で情報モラル授業を実施し、SNSトラブルやいじめについて考える。	○SCやSSWとの教育相談(児童・保護者) ○学校教育自己診断の実施(児童・保護者)	○いじめを認知、もしくは有無の判断をするときに、いじめ防止対策委員会を開く。

第6章 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ



※いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、はじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合や、いじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した情報をもとに、十分に検討協議し、慎重に対応することが必要。

生命または身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

- 速やかに教育委員会、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を教頭とし、誠実な対応に努める。

第7章 関係機関との連携

学校だけで解決困難な事案に関しては、教育委員会や警察、子ども家庭センター等との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や生徒指導担当などが中心となって、日頃から学校や地域の情報についての情報交換などいわゆる「顔の見える連携」が大切である。

1. 教育委員会との連携について

学校においていじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、問題解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける必要がある。

解決が困難な事案については、必要に応じて教育委員会が主導し、警察などの関係機関を交えて対策を協議し、早期の解決を目指すことが求められる。

学校教育法第 35 条

1. 公立の小・中学校において、性行不良であって他の児童生徒の教育の妨げがあると認める児童生徒があるとき、市町村の教育委員会は、その保護者に対して、児童生徒の出席停止を命じることができる。
 - ①他の児童生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為。
 - ②職員に障害又は心身の苦痛を与える行為。
 - ③施設又は設備を破壊する行為。
 - ④授業その他の教育活動の実施を妨げる行為。
2. 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合は、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。
3. 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續きに関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。
4. 市町村教育委員会は出席停止の命令に係る児童・生徒の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

2. 警察との連携について

学校は地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて学校警察連絡協議会等を開催し、相互協力する体制を整えておくことが大切である。

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署やサポートセンター等に相談し、連携して対応することが必要である。児童の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する必要がある。

3. 地域等その他関係機関等との連携について

いじめた児童の背景に、家庭の要因が考えられる場合には、子ども家庭センターや子ども未来課、民生・児童委員等の協力も視野に入れて対応する必要がある。

第8章 教職員研修の充実

いじめ問題について、校内研修を実施し、すべての教職員で共通理解を図る。また、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施する。

第9章 ネット上のいじめへの対応

1. ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により「いじめ」を行うもの。

<トラブルの事例>

・SNSでのいじめ

■ネット上でのいじめ

・ブログでのいじめ

・チェーンメールでのいじめ

・学校非公式サイト(学校裏サイト)でのいじめ



◆匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。

■SNSから生じたいじめ

・Aさんが友だち数人に限定したサイト(SNS)だから安心して、Bさんの悪口を書き込んだところ、Cさんがコピーして他の掲示板に書き込み、Bさんが知ってしまった。その後、同掲示板にAさんへの誹謗中傷が大量に書き込まれた。



◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。

◆スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報(GPS)により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。

■動画共有サイトでのいじめ

・Aさんは、クラスの数人からプロレス技をかけられていた。その様子は携帯電話でも撮影されていた。そして過激な映像が注目されている動画共有サイトに投稿された。



◆一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流されたり、アクセスされたりする危険性がある。

ブログ…「ウェブログ」の略。個人や数人のグループで管理運営され、日記のように更新されるWebサイト。

SNS…「ソーシャルネットワーキングサービス」の略。コミュニティ型の会員制のWebサイト。

2. 未然防止のためには

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う必要がある。

<家庭での役割>

○未然防止の観点から

- ・子どもたちのパソコンや携帯電話等を一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討する。
- ・インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起きているという認識をもつ。
- ・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること。

○早期発見の観点から

- ・家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に学校へ相談する。

3. 早期発見・早期対応のために

○関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- ・書き込みや画像の削除、チェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を児童、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
- ・学校・保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要である。